# 土屋委員からの提出資料

平成 20 年 12 月 8 日 N H K

#### 共同受信施設への経費助成業務等の基本的な考え方について

- 平成21~23年度経営計画「いつでも、どこでも、もっと身近にNHK」 (10月14日公表)の中で、2011年完全デジタル移行を実現するため、NH Kとして追加経費を計上しました。
- これまで、デジタル中継局を中心に必要な設備整備を進めてきましたが、世帯カバー率が90%を超えたところで各種調査を行ったところ、当初計画していた中継局整備やNHK共聴の改修等に加え、地デジ移行のために様々な施策が必要であることが分かってきました。この結果を精査し、今回、経営計画の中に盛り込みました。視聴者の皆様の負担の増大を抑えながら地デジ普及を効率的に推進して、2011年7月24日までにアナログテレビ放送を円滑に終了するための施策です。その一環として、NHKの電波が届かない山間部などの共同受信施設に対してNHKから経費助成等ができるよう、総務大臣へ業務認可の申請を行い、認可されました。
- この認可申請の中で、NHKの地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共同受信施設(自主共聴)によって地上デジタルテレビ放送を受信しようとする場合について、申請により、当該施設の共聴組合に対し、地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信できるように、平成21年度より施設を整備し又は維持する経費の一部助成をすることを盛り込みました。なお、この助成は20年度実施分から適用いたします。
- また、自主共聴につきましては、現在、申し出により、受信点調査を実施していますが、計画策定や各種申請など、自主共聴施設の改修手続き等についての技術支援も、合わせて実施いたします。
- さらに、NHK共聴等において、当該NHK施設の組合員の方々等が他のケーブルテレビ等に移行して、いらっしゃらなくなり、当該施設のデジタル化改修等が不要となる場合については、移行の態様に応じて、申請により、当該施設の共聴組合等に対し、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成いたします。

### 経費助成業務の概要

#### A. 自主共聴への経費助成

助成の要件	・ NHKの地上デジタル難視地域にあること(都市等の高層ビル等による受信障害を除く)
	・ 非営利の共聴組合が結成されていること
	・ 関連法規に適合した施設であること
	・ 放送を受信し、変更を加えずに同時に再送信していること
	<ul><li>国の補助制度を受けていること(国の補助制度の対象とならないものを除く)</li></ul>
助成額	・ 世帯あたりの負担額から7千円を控除した額相当額(世帯あたりの 負担額が1万4千円未満の場合は半額)
	・ 上限は世帯あたり10万円
	<ul><li>助成額算出の対象となる世帯は放送受信契約を締結されている世帯に限定</li></ul>
助成先	・ 共聴組合(同一施設に対して1回限り)
助成期間	・ 平成21年度から27年度
	・ 大臣の認可以降申請書の受付を開始

#### B. NHK共聴・中継局が不要となる場合の代替手段への経費助成

助成の要件	・ NHK共聴のデジタル化改修又はデジタル中継局の置局が不要となり、整備に着手していないこと
	・ 移行先のケーブルテレビ等の安定的かつ継続的な運営が見込まれること
	・ NHK共聴の廃止や中継局を置局しないことへ同意すること
助成額	・ 世帯あたり2万8千円
	・ 助成額算出の対象となる世帯は放送受信契約を締結されている世 帯に限定
助成先	・ 共聴組合又は個別受信者(同一世帯に対して1回限り)
	(事前協議により自治体とすることもできる)
助成期間	・ 平成21年度から23年度
	・ 大臣の認可以降申請書の受付を開始

# 第31回受信実態調查 結果(抜粋)

N H K

平成20年12月8日

# 調査概要

### ○ 調査目的

放送受信におけるより良い受信環境の確保と受信システムの確立を図るとともに、デジタル放送の普及・ 移行戦略立案の基礎資料とする。

○ 調査時期

平成20年7月

○ 調査対象

平成20年3月末の放送受信契約世帯(事業者を除く)から、無作為2段階抽出した4.500世帯

○ 調査方法

調査対象世帯へ事前に調査票を郵送の上、技術職員等の訪問による面接・宅内での調査

○ 有効標本

3.139世帯(有効標本率:69.8%)

○ 標本誤差

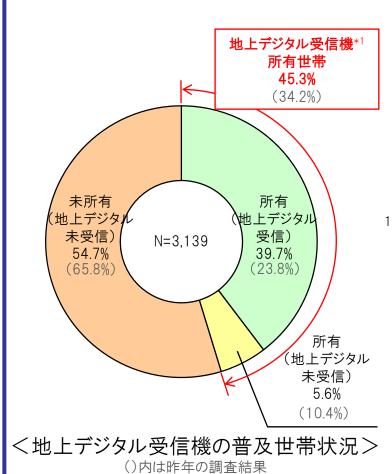
サンプル調査であるため、結果から母集団を推定するには誤差を伴う。ある選択肢の割合が50%の場合、 信頼度を95%としたときの標本誤差を含めると50%±1.8%となる。

○ 参考

受信実態調査は、1949年(昭和24年)から開始され、1996年までは3年毎、それ以降毎年実施している。 2

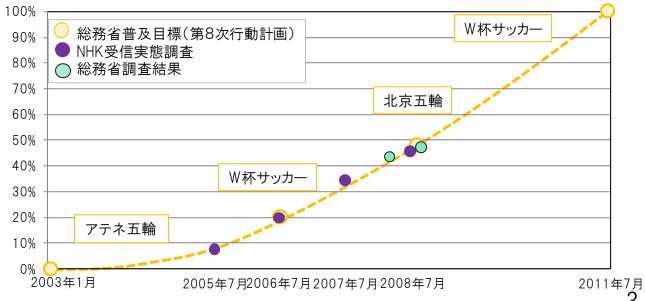
### 1. 地上デジタル受信機\*1の普及世帯状況

<対象:全世帯>



- 地上デジタル受信機を所有している世帯は、昨年の 34.2%から今年は45.3%へと増加した。
- 地上デジタル受信世帯は<u>39.7%</u>、地上デジタル受信機を 所有しているが未受信の世帯は5.6%であった。
- \*1 地上デジタルテレビ、チューナー、STB、録画機、パソコン

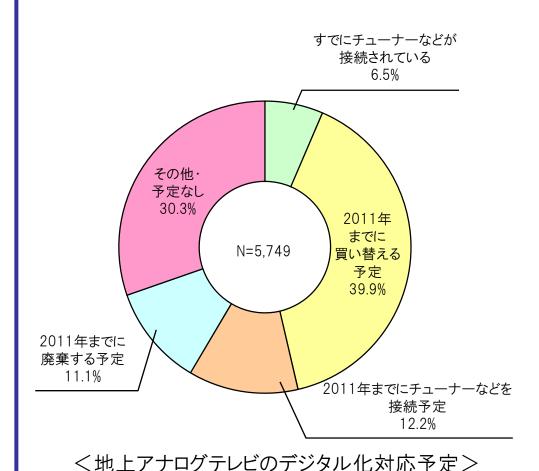
#### <地上デジタル受信機の普及世帯の推移>



### 2. 地上アナログテレビの地上デジタル対応予定

<対象: 地上アナログテレビを所有している世帯(所有台数)>

新規集計



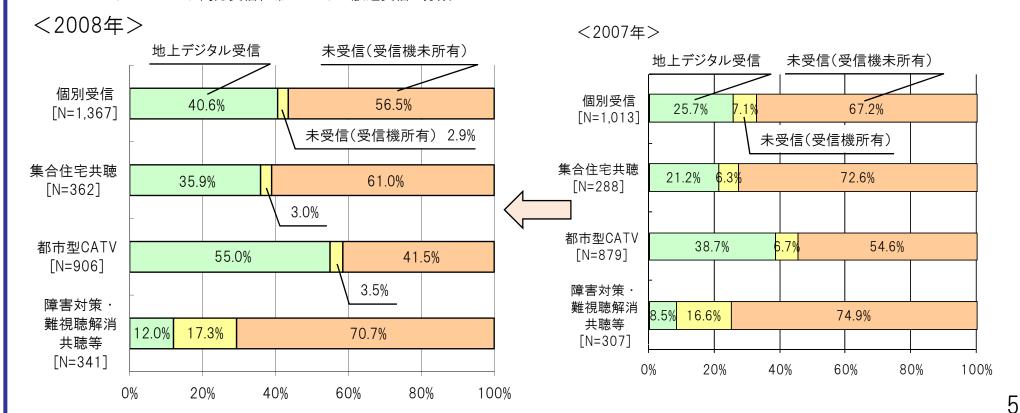
- 地上アナログテレビに「すでにデジタルチューナーなどが接続されている」のは6.5%、「2011年までにチューナーなどを接続予定」は12.2%であった。
- 「その他・予定なし」が30.3%であった。

### 3. 受信形態別の地上デジタル放送受信実態

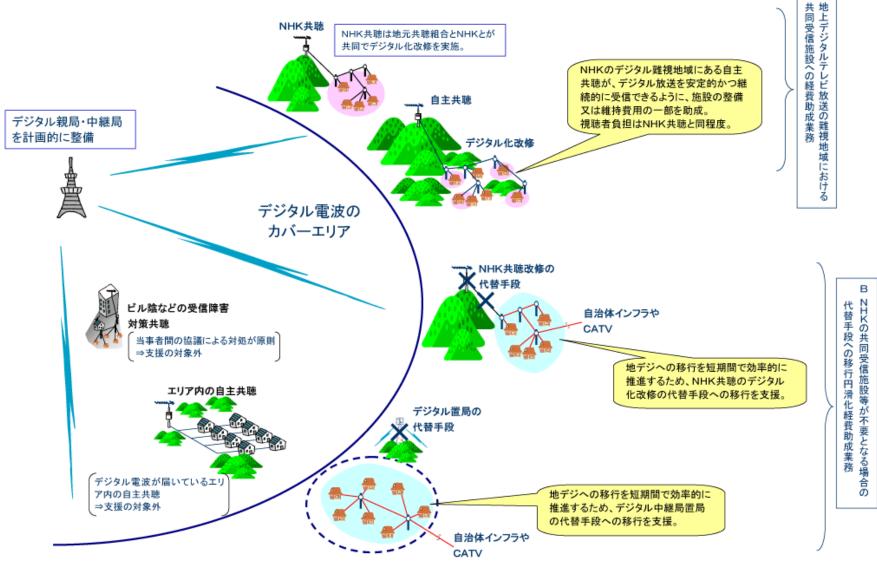
<対象: 地上デジタル放送サービスエリア内の世帯>

- 地上デジタル放送の受信状況を受信形態別にみると「都市型CATV」が最も受信割合が高く、「障害 対策・難視聴解消共聴など」の受信割合が低くなっている。
- 「障害対策·難視聴解消共聴等」において、地上デジタル受信機を所有しているが未受信の世帯の割合が高い。

※デジタルとアナログ両方受信世帯はデジタル放送受信に分類



### 自主共聴等支援策の俯瞰図 NHK共聴 NHK共聴は地元共聴組合とNHKとが



自主共聴など

# 調査概要

### ○ 調査目的

放送受信におけるより良い受信環境の確保と受信システムの確立を図るとともに、デジタル放送の普及・ 移行戦略立案の基礎資料とする。

○ 調査時期

平成20年7月

○ 調査対象

平成20年3月末の放送受信契約世帯(事業者を除く)から、無作為2段階抽出した4.500世帯

○ 調査方法

調査対象世帯へ事前に調査票を郵送の上、技術職員等の訪問による面接・宅内での調査

○ 有効標本

3.139世帯(有効標本率:69.8%)

○ 標本誤差

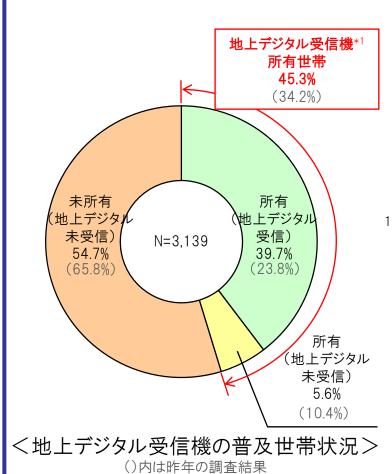
サンプル調査であるため、結果から母集団を推定するには誤差を伴う。ある選択肢の割合が50%の場合、 信頼度を95%としたときの標本誤差を含めると50%±1.8%となる。

○ 参考

受信実態調査は、1949年(昭和24年)から開始され、1996年までは3年毎、それ以降毎年実施している。 2

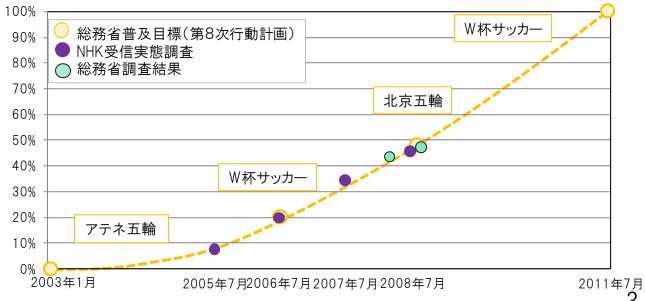
### 1. 地上デジタル受信機\*1の普及世帯状況

<対象:全世帯>



- 地上デジタル受信機を所有している世帯は、昨年の 34.2%から今年は45.3%へと増加した。
- 地上デジタル受信世帯は<u>39.7%</u>、地上デジタル受信機を 所有しているが未受信の世帯は5.6%であった。
- \*1 地上デジタルテレビ、チューナー、STB、録画機、パソコン

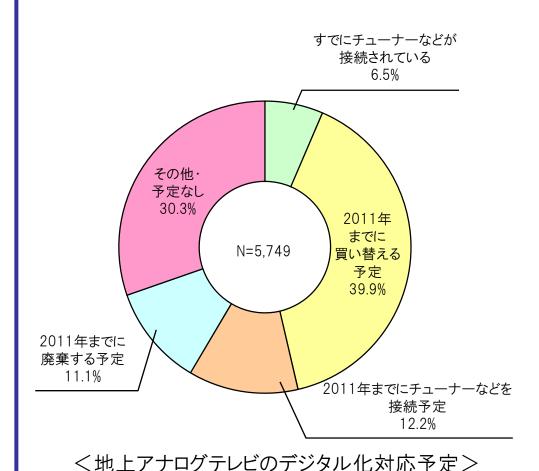
#### <地上デジタル受信機の普及世帯の推移>



### 2. 地上アナログテレビの地上デジタル対応予定

<対象: 地上アナログテレビを所有している世帯(所有台数)>

新規集計



- 地上アナログテレビに「すでにデジタルチューナーなどが接続されている」のは6.5%、「2011年までにチューナーなどを接続予定」は12.2%であった。
- 「その他・予定なし」が30.3%であった。

### 3. 受信形態別の地上デジタル放送受信実態

<対象: 地上デジタル放送サービスエリア内の世帯>

- 地上デジタル放送の受信状況を受信形態別にみると「都市型CATV」が最も受信割合が高く、「障害 対策・難視聴解消共聴など」の受信割合が低くなっている。
- 「障害対策·難視聴解消共聴等」において、地上デジタル受信機を所有しているが未受信の世帯の 割合が高い。

※デジタルとアナログ両方受信世帯はデジタル放送受信に分類

